

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	令和8年			令和7年	前年同期比(件)
	2月件数	1月件数	1～2月累計	1～2月累計	
全認知件数	35	24	59	46	13
凶悪犯	1	0	1	0	1
粗暴犯	4	6	10	6	4
窃盗犯	21	12	33	25	8
侵入盗犯	0	2	2	2	0
空き巣	0	1	1	0	1
その他	0	1	1	2	-1
乗り物盗	8	3	11	12	-1
自転車	8	2	10	7	3
オートバイ	0	0	0	4	-4
自動車	0	1	1	1	0
非侵入窃盗	13	7	20	11	9
ひったくり	0	0	0	0	0
部品ねらい	1	0	1	3	-2
車上ねらい	1	0	1	0	1
自動販売機ねらい	0	1	1	0	1
その他	11	6	17	8	9
知能犯	9	4	13	4	9
詐欺	9	4	13	4	9
その他	0	0	0	0	0
風俗犯	0	0	0	1	-1
その他の刑法犯	0	2	2	10	-8
占有離脱物横領	0	1	1	0	1

(暫定値のため数値が変動する可能性があります)

※ 参考事項

- 凶悪犯 ～ 殺人、強盗、放火など
- 粗暴犯 ～ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- 窃盗犯
 - ・ 侵入盗 ～ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
 - ・ 乗物盗 ～ 自動車、オートバイ、自転車
 - ・ 非侵入盗 ～ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- 知能犯 ～ 詐欺、横領、通貨偽造など
- 風俗犯 ～ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- その他の刑法犯 ～ 占有離脱物横領、住居侵入など

県内の刑法犯認知件数	令和8年2月末現在(暫定値) 7,718件(前年同期比 +457件、+6.3%)
------------	--

2 栄警察署における刑法犯検挙状況(1月から2月末まで)

	検挙件数	検挙人員
刑法犯全体	30	19
窃盗犯	21	9

3 栄区内における人身交通事故発生状況(1月から2月末まで)

	件数	前年同期比	高齢者関係事故	二輪車関係事故
発生	29	+15	6	10
死者	0	-1		
負傷者	35	+16		

4 特殊詐欺の認知状況

県内における令和8年1月から2月末までの認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	293	19億円
オレオレ詐欺	148	15億円
預貯金詐欺	40	5600万円
架空料金請求詐欺	45	7700万円
融資保証金詐欺	4	100万円
還付金詐欺	28	1億円
その他の手口	16	1億円
キャッシュカード詐欺盗	12	600万円

栄区内における令和8年1月から2月末までの認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	5	1億4000万円
オレオレ詐欺	1	1億2000万円
預貯金詐欺	0	0
架空料金請求詐欺	3	1700万円
融資保証金詐欺	0	0
還付金詐欺	1	100万
その他の手口	0	0
キャッシュカード詐欺盗	0	0

5 警察からのお知らせ

- (1) 自転車盗の被害が後を絶ちません。
特に、施錠をしていない状態で被害に遭うケースが多いため、買い物等でスーパーやコンビニエンスストアなどに停める際はもちろんのこと、自宅の敷地内等に停める際も必ず鍵を掛けるようにして、盗難の被害に遭わないよう十分に注意してください。
ワイヤー錠等を使ってダブルロックをすると、さらに効果的です。
- (2) 4月6日から15日までの10日間、春の交通安全運動を実施します。
道路をひとりで歩くのに不慣れな新入学児童が、通学を始めます。
運転中に、黄色いランドセルカバーを見かけた際は、いつもより速度を落として通過する等、新入学児童の交通事故防止にご協力をお願いします。
- (3) 県警察では、4月中、管内実態掌握活動強化期間として地域警察官が各家庭を訪問し、特殊詐欺被害防止や事件事故に遭わないようにするための情報発信活動を推進する予定です。
皆様のご協力とご理解をお願いします。
- (4) 当署管内における金融機関、コンビニエンスストア等による特殊詐欺阻止件数は、2月中の阻止が2件、1月から2月末までの累計は2件でした。
- (5) 神奈川県警では、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて公式アプリ「かながわポリス」をリリースしました。
「かながわポリス」には、
 - ・「ピーガルくん安全メール」
 - ・「犯罪・特殊詐欺情報」
 - ・「痴漢撃退機能」
 - ・「防犯ブザー機能」など、様々な機能があります。
警察が発信する情報を、自ら収集・活用し、自分と周りの人を事故や事件から守りましょう。

※ 町内別の街頭犯罪等認知件数(暫定値、2月末まで)

[illegible]

交 番 名	町 名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバ イ盗	自転車盗	車上ねら い	詐欺	その他	合計
元 大 橋	元 大 橋 1 丁 目								2	1	3
	元 大 橋 2 丁 目										0
	中 野 町										0
	若 竹 町										0
	柏 陽										0
	鍛 冶 ケ 谷 1 丁 目									1	1
	鍛 冶 ケ 谷 2 丁 目								1		1
	鍛 冶 ケ 谷 町										0
元大橋・庄戸	上 郷 町						2		1	5	8
上 郷・庄 戸	野 七 里 1 丁 目										0
庄 戸	野 七 里 2 丁 目										0
	庄 戸 1 丁 目										0
	庄 戸 2 丁 目										0
	庄 戸 3 丁 目		1								1
	庄 戸 4 丁 目										0
	庄 戸 5 丁 目										0
	東 上 郷 町									1	1
	長 倉 町										0
豊 田	本 郷 台 1 丁 目										0
	本 郷 台 2 丁 目										0
	本 郷 台 3 丁 目								1		1
	本 郷 台 4 丁 目										0
	本 郷 台 5 丁 目										0
	飯 島 町							1	2	2	5
	長 沼 町									1	1
	金 井 町										0
合 計		1	1	0	1	0	10	1	13	32	59



警察官を名乗る詐欺電話が多発。

“容疑者扱い”をして金をだまし取る手口です。

わたしが容疑者!?

電話に出てしまったら「あなた」もだまされる…

後悔する前に

留守番電話設定を



栄区では**約4億円**もの特殊詐欺被害が出ています!!

※令和7年1月～12月まで

防犯情報を
メールで
配信しています

特殊詐欺・住居侵入など、区内で発生した犯罪情報をお知らせします。
二次元コードやホームページから登録をお願いします。

栄区 防犯情報メール 検索



栄区役所・栄警察署・栄防犯協会

栄区内の火災・救急状況について

資料No. 2

区連会3月定例会資料
令和8年3月23日
栄消防署

火災情報

令和8年 2月28日現在

栄 区 内						横 浜 市 内					
火 災 発 生 状 況						火 災 発 生 状 況					
年 別		令和8年		令和7年	増△減	年 別		令和8年	令和7年	増△減	
		2月	累計								
件 数		2	3	3	0	件 数		145	183	△ 38	
火 災 種 別	建 物	2	3	1	2	火 災 種 別	建 物	90	108	△ 18	
	林 野	0	0	0	0		林 野	1	0	1	
	車 両	0	0	1	△ 1		車 両	11	11	0	
	船 舶	0	0	0	0		船 舶	0	0	0	
	航 空 機	0	0	0	0		航 空 機	0	0	0	
	そ の 他	0	0	1	△ 1		そ の 他	43	64	△ 21	
損 害	焼損床面積	55	55	0	55	損 害	焼損床面積	1,194	1,716	△ 522	
	死 者	2	2	0	2		死 者	4	8	△ 4	
	負 傷 者	0	1	1	0		負 傷 者	22	26	△ 4	

主 な 出 火 原 因					主 な 出 火 原 因				
	種 別	令和8年	令和7年	増△減		種 別	令和8年	令和7年	増△減
1	ストーブ	1	0	1	1	放火（疑い含む）	26	36	△ 10
2	こんろ	1	0	1	2	たばこ	24	39	△ 15
3	その他（不明・調査中含む）	1	1	0	3	電気機器	15	12	3
4	たばこ	0	1	△ 1	4	こんろ	11	21	△ 10
5	配線器具	0	1	△ 1	5	配線器具	11	10	1

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況 *（ ）内の数字は今月分					
豊田地区	0		本郷第三地区	2	(2)
笠間地区	0		上郷西地区	0	
小菅ヶ谷地区	0		上郷東地区	0	
本郷中央地区	1		連合未加入	0	
合 計				3	

2月中の火災	
【2月19日 17:05 若竹町】	
2階建て専用住宅の1階台所において、床面1㎡を焼損したもの。（死者1名）	
【2月20日 3:15 鍛冶ヶ谷二丁目】	
2階建て共同住宅の2階居室55㎡を焼損したもの。（死者1名）	

救急情報

令和8年 2月28日現在

栄 区 内					横 浜 市 内				
救 急 状 況					救 急 状 況				
年 別	令和 8 年		令和 7 年	増△減	年 別	令和 8 年	令和 7 年	増△減	
	2月	累計							
件 数	579	1,213	1,395	△ 182	件 数	40,907	42,520	△ 1,613	
急 病	397	854	1,054	△ 200	急 病	28,588	30,279	△ 1,691	
交 通 事 故	16	32	35	△ 3	交 通 事 故	1,276	1,308	△ 32	
一 般 負 傷	129	258	263	△ 5	一 般 負 傷	7,569	7,558	11	
そ の 他	37	69	43	26	そ の 他	3,474	3,375	99	

【STOP！住宅火災 命と財産を守ろう！！】

2月に入り、栄区内において住宅火災による死者が発生しています。住宅火災で多い出火原因を再確認して、未然に火災を防ぎましょう！

※図表・イラストは横浜市消防局庁広報ちらし引用

こんな**火事**が多く発生しています！



調理中にその場を
離れて出火



ほこりがたまった
コンセントがショート



たばこの火の
不始末



- 火をつけたら絶対にその場を離れない。
- 周囲に燃えやすいものを置かない。
- 裾や袖の広がった服を避け防災処理されたエプロンを使用する。
- Siセンサーコンロを使用する。



- モバイルバッテリーなどの充電は目の届く場所で行う。
- コンセントプラグは定期的に掃除する。
- 電気コードを適切に使用する。(たこ足配線や束ねて使用しない。)

- 灰皿には水を入れ吸殻をためない。
- 必ず灰皿を使用する。
- 寝たばこは絶対にしない。
- 吸殻は水で完全に消してから捨てる。

横浜 よこはま防災e-パークで防災を学ぼう！

火災・地震・風水害・救急など、いざという時に役立つ防災の知識を学べるウェブサイトです。よこはま防災e-パークでは、スマートフォンなどで簡単に住宅防災診断ができます。ぜひ、ご利用ください。



お問合せ先 栄消防署総務・予防課 予防係 ☎/FAX 892-0119

「令和 8 年度栄区家庭防災員研修」受講者募集について【協力依頼】**1 事業の趣旨**

家庭防災員研修制度は、「自助から始まり地域防災の担い手にもつなげる研修制度」として、一人でも多くの市民が本研修を受講し、防火・防災に関して、必要な知識及び技術を身に付けることを目的としています。

※ 本研修の受講を修了した方が家庭防災員となります。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

また、各掲示板に「令和 8 年度家庭防災員研修のお知らせ」チラシの
掲示をお願いいたします。

3 研修会の概要**(1) 日時・場所**

ア 令和 8 年 6 月 24 日（水）9 時 30 分から 11 時 30 分まで 豊田地区センター

イ 令和 8 年 6 月 27 日（土）9 時 30 分から 11 時 30 分まで 栄区役所

ウ 令和 8 年 7 月 22 日（水）9 時 30 分から 11 時 30 分まで 豊田地区センター

エ 令和 8 年 7 月 25 日（土）9 時 30 分から 11 時 30 分まで 栄区役所

(2) 内容

ア 6 月の 2 回は、防火・救急研修

イ 7 月の 2 回は、地震・風水害・DIG 研修

※ 研修の内容は、2 日間とも同様

4 ご参加いただける方

満 15 歳以上の栄区在住の方で、性別は問いません。

5 申し込み方法

栄消防署総務・予防課予防担当あてにお電話、FAX、電子メールでお申し込みください。

研修のお申し込みをいただいた方には、日時、出欠席のご案内をこちらから第 1 回研修 1 か月前程度に送付します。

ご不明な点は下記担当までご連絡ください。

栄消防署総務・予防課 予防係

担当：川井、青柳

電話：045-892-0119（内線 22、31）

Email：sy-sakaeyobo@city.yokohama.lg.jp

令和8年度 家庭防災員研修のお知らせ

1 家庭防災員研修について

今後発生が危惧される、大規模災害による被害を軽減するためには、「自助」とともに「共助」の重要性がますます高まっています。

家庭防災員研修を通じて、自らの家庭を守るための知識や技術を身に付けていただくとともに、共助の重要性についても理解を深めていただくことで、地域における防災活動の担い手として活躍していただきたいと思います。

2 研修内容

6月



防火研修
救急研修

7月



地震研修
風水害研修
DIG 研修

3 研修日程・場所

年2回の研修を栄区役所・豊田地区センターで実施予定です（計4回）。※申し込みいただいた方に、栄消防署から研修1ヶ月程度前に参加の御案内を送付いたします（その時に詳細な日程、場所を案内して選んでいただきます）。

4 受講対象者

満15歳以上の栄区民

5 申し込み方法（個人からの応募による申し込み）

(1) 電話

「家庭防災員研修申込の旨」、下記の必要事項を担当者にお伝えください。

なお、お電話は平日の8:45～12:00、13:00～17:00の間をお願いします。

(2) 郵送、FAX、電子メール、消防署へ直接提出

①氏名（フリガナ） ②郵便番号、住所 ③電話番号を記載のうえ、栄消防署 総務・予防課 予防係 家庭防災員担当 宛に提出してください。

※御提出いただいた氏名、住所、電話番号等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、家庭防災員活動の連絡以外には使用いたしません。

【問合せ、申込先】

栄消防署総務・予防課 予防係 家庭防災員担当

電話・FAX 045 (892) 0119

e-mail : sy-sakaeyobo@city.yokohama.lg.jp

～お知らせ～

電気火災に注意しましょう!!



横浜市内では、電気火災の占める割合が**増加傾向**です。

ポイント① 小型充電式電池を適切に使用する

小型充電式電池（モバイルバッテリー等）に衝撃を加えたり、車内など

高温になる場所に放置すると発火するおそれがあります。

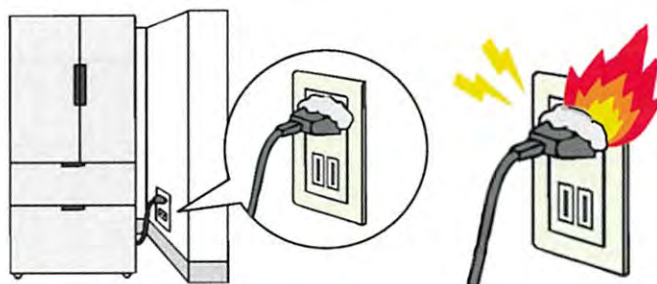


横浜市では12月から小型充電式電池（モバイルバッテリーや電動自転車のバッテリーなど、充電して繰り返し使用できるもの）の回収が始まりました※詳しくは市のホームページで

ポイント② コンセントプラグの水分に要注意

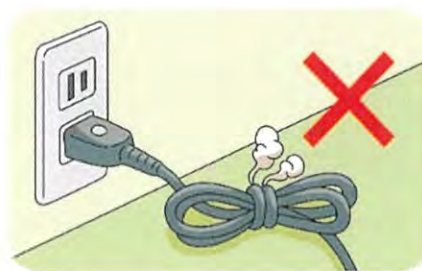
プラグ部分に溜まった“ほこり”が湿気などの水分を吸収することで、火災につながるおそれがあります。

濡れ雑巾や除菌スプレーなどは使用せず、乾いた布で定期的に掃除をしましょう。



ポイント③ 電気コードを適切に取扱う

たこ足配線や、家具の下敷き、束ねたままの状態で使用し続けると内部が断線し、火災につながるおそれがあります。



「新たな防災気象情報」・「気象警報等発表区域の細分化」の運用開始について【情報提供】

1 事業の趣旨

(1) 新たな防災気象情報

令和 8 年 5 月下旬から、新たな防災気象情報の運用が全国で始まります。

(2) 気象警報等発表区域の細分化

横浜地方気象台から横浜市域に発表される気象警報等は、現在「市全域」に発表されていますが、令和 8 年 5 月下旬から、「北部」及び「南部」の 2 区域に細分化されて発表されることになります。

2 お願いしたいこと

【区連長】 本制度の開始について、ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合会の定例会等において、地域の皆様への周知にご協力をお願いします。

【単位会長】 定例会等での情報提供をお願いいたします。

3 概要

(1) 新たな防災気象情報

別紙のとおり

(2) 気象警報等発表区域の細分化

別紙のとおり

総務局緊急対策課
担当 古賀、福原
電話 045-671-2064
メール so-kinkyu@city.yokohama.lg.jp



警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます。

◎発表される警報・注意報の名称にレベルが付記されます。避難行動と直結するレベルがすぐわかり、避難判断の目安が明確になります。詳しくは裏面に。

【変更例】

(旧)「大雨警報」

→ (新)「レベル3大雨警報」



「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます。

◎危険な場所から避難が必要な状況であるレベル4相当の情報が「危険警報」として発表されます。

【変更例】

(旧)「土砂災害警戒情報」

→ (新)「レベル4土砂災害危険警報」

	河川氾濫	大 雨	土砂災害	高 潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

【お問い合わせ】

横浜市総務局緊急対策課 電話：045-671-2064/FAX：045-641-1677
若しくは、最寄りの区役所総務課にお問い合わせください。

避難のタイミングは レベルで判断

災害が起きる前に何をすべきか、
レベルごとにチェック！



時間推移のイメージ

数日～
1日前

レベル1 早期注意情報 ・災害への心構えを一段高める

半日～
数時間前

レベル2 注意報 ・ハザードマップ等で災害リスクを再確認する
・自らの避難行動を確認

数時間～
3時間前

レベル3 警報 ・避難に時間がかかる**高齢者等は危険な場所から避難する**
・高齢者等以外の人にも必要に応じて避難の準備や自主避難

2時間～
0時間前

レベル4 危険警報 ・**危険な場所から全員避難する**
※台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了

災害
発生

レベル5 特別警報 ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況
・今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する

気象警報等の発表区域が南北に分かれます。



なぜ、南北に分けて発表するの？

◎横浜市は面積が広く、降雨の状況や危険度に地域差が生じやすいという特性がありました。
そのため、市内全域で発表される気象警報等が、区域によっては実際の危険度と必ずしも一致していない場合があります。
今回、発表区域を北部・南部に分けることで、より実際の危険度に即した気象警報等を発表できるようになり、また、市としての確かな防災対応を図ることができます。



何が変わるの？

◎全ての気象警報等（大雨、土砂、高潮など）が南北に分かれて発表されます。
例えば、これまで市内全域で発表されていた「大雨警報」が、今後は「レベル3大雨警報（横浜市北部）」、「レベル3大雨警報（横浜市南部）」と発表されるようになります。



「令和 8 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について【情報提供】

1 事業の趣旨

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和 8 年度もこれまでと同様に、継続して実施します。是非ご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 令和 8 年度横浜市市民活動保険補償内容（令和 7 年度補償内容から変更はありません）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1 名 1 億円	死 亡	1 名 500 万円
	1 事故 5 億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 （1 名 上限 500 万円）
財物賠償	1 事故 500 万円	入 院	1 日 3,500 円（180 日限度）
保管物賠償	1 事故 500 万円	通 院	1 日 2,500 円（90 日限度）
免責金額 （自己負担額）	5,000 円	手 術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円

4 添付資料

リーフレット「令和 8 年度横浜市市民活動保険のご案内」



5 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、地域ケアプラザ 等

本市ホームページにも掲載します。

▲市民活動保険
ホームページ

※ 令和 8 年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

市民局地域活動推進課
担当 大内、戸田
電話 045-671-3624 /FAX 045-664-0734
メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

令和8年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和8年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。

補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特 徴

- 保険料は不要です。
- 事前の登録・加入手続きは不要です。
- 事故発生後に手続きをしていただきます。

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対 象

もっぱら市内で、次の4つの要件を**全て**満たすボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある（他人や社会に貢献する）活動

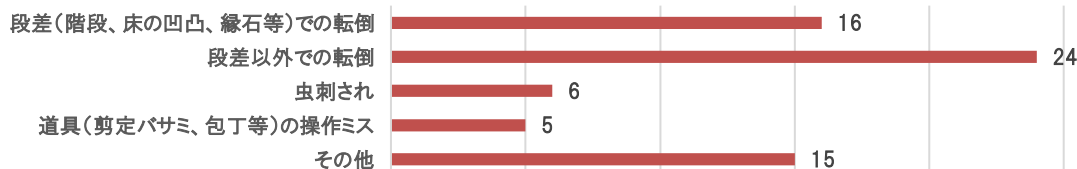
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

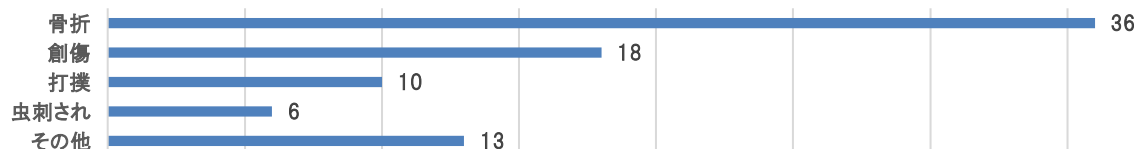
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との**通常考えられる経路の往復途上**（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の**準備活動、後片付け**

事故の原因は？

【傷害事故：令和7年4月～令和7年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの**非常勤特別職の地方公務員としての活動**
(公務災害等の補償があります)
- (3) **学校管理下での活動**(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) **単位取得や学習のために行う活動**(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、**労働の対価が支給される活動**(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) **一時的、突発的な善意の行為**(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) **互助的な活動**(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) **特定の個人や特定の団体の利益のための活動**
- (10) **政治、宗教、営利に関わる活動**(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) **チェーンソーを使用する森林ボランティア活動**(賠償責任事故のみ対象となります)
 - ⑨ 防災訓練やイベントの**参加者**、講座の**受講者**は**対象になりません**。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)
 - ⑩ 本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)
 - ⑪ 本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容



賠償責任事故

ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、**法律上の賠償責任を負った場合に**保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。

※免責金額(自己負担額)5,000 円を超える部分について支払われます。

区 分	保険金額(限度額)	自己負担額	内 容
身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000 円	他人の身体に損害を与えた場合
財物賠償	1事故 500 万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償			他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区 分	保 険 金 額	内 容
	死 亡	1名 500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20～500 万円	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合
	入 院	1日 3,500 円 (180 日限度)	傷害事故が原因で事故の日から 180 日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関 で診断・治療を受けてください。
	通 院	1日 2,500 円 (90 日限度)	
	手 術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円	事故の日から 180 日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1 回の手術に限る)

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通

・**地震、噴火、または津波による事故** ・**活動者の故意による事故** ・**活動者の心神喪失による事故** 等

■賠償責任事故

- ・ **車両の所有、使用、または管理に起因する事故**
- ・ **故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故**
- ・ **自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損**
- ・ **活動者の親族に対する事故** 等

■傷害事故

- ・ **熱中症**
- ・ **対象者の脳疾患や疾病によるもの**
- ・ **細菌性食中毒**
- ・ **むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの**
- ・ **自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故**
- ・ **重大な過失による事故**
- ・ **長時間立って作業をしたことでひざを痛めた** 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡しします。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集チラシ・パンフレット等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ・パンフレット 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合は**、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合は**、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。

トップページ

市民活動保険

検索



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課) お問い合わせ・申請先 市外局番 045	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

<作成・発行> 横浜市民市民局地域活動推進課

Tel : 045-671-3624 / Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

各連合町内会長 様

栄区福祉保健課長
栄区社会福祉協議会事務局長

第5期さかえ・つながるプラン（栄区地域福祉保健計画）策定報告及び配布について

1 事業報告

地域の皆さまと共に検討を重ねてきた第5期さかえ・つながるプラン（栄区地域福祉保健計画）が完成いたしました。栄区ウェブページでも公表しましたので御報告いたします。御協力いただきありがとうございました。

今後は、計画の推進を通じて、誰もが安全・安心して暮らせるまちを目指してまいりますので、引き続き取組への御理解と御協力をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】班回覧での周知をお願いします。

3 計画冊子・リーフレットの配布について

区計画冊子、概要版リーフレット及び地区別計画リーフレットは、栄区役所、栄区社会福祉協議会、栄区内地域ケアプラザ及び区内公共施設にて配布しております。

また、地区別計画及び概要版リーフレットは、班回覧をご依頼させていただきます。

※地区別計画リーフレットの全戸配布を希望する地区については、別途対応します。

4 素案に対する区民意見募集の実施結果について

10月区連会で御説明しました素案への意見募集結果概要は、次のとおりです。

（1）募集期間

令和7年11月1日（土）～12月5日（金）

（2）意見募集の方法

電子申請システム、郵送、Eメール、ファクス、窓口持参

（4）頂いたご意見総数

28件（電子申請システム:16件、メール:1件、はがき9件、その他2件）

（5）頂いたご意見

栄区ウェブページに掲載しています。

▲第5期栄区地域福祉保健計画(さかえ・つながるプラン)ウェブページ

[さかえ・つながるプラン](#) [検索]



担当 福祉保健課事業企画担当

三石、市村、永田

電話：894-6917

メール：sa-fukuhoplan@city.yokohama.lg.jp

栄区社会福祉協議会 山川、安田

電話：894-8521

地区別計画

さかえ・つながるプランには、区計画と地区別計画があります。
両方の計画が連動しながら、一体的に進めています。

区計画

区の特性や課題に応じ、栄区
全体の取組の方向性を示し、
区域全体で進めていく計画

連動し
支えあう関係

地区別計画

地域の皆さんが生活の中で感じている
困りごとなどに対して、地域が主体
となり進めていく計画

豊田地区 スローガン

誰もが安心・安全・元気に暮らせるまち豊田

小菅ヶ谷地区 スローガン

みんなでつくる ふるさと 小菅ヶ谷

本郷第三地区 スローガン

顔の見えるまちづくり
～お互いを思いやり、理解しあおう～

笠間地区 スローガン

わかりあえる・わかちあえる・和がある街 笠間

本郷中央地区 スローガン

顔の見える関係づくり
～世代間（タテ）・隣近所（ヨコ）のつながり～

上郷西地区 スローガン

次世代と共に歩む大好きなまち

上郷東地区 スローガン

上東の3つの愛♡
みんなで見守りあい、支えあい、
安全・安心な地域のつながりあい



詳しい内容は
計画冊子・地区別計画リーフレットをご覧ください。

さかえ・つながるプラン

検索

栄区役所福祉保健課

〒247-0005 栄区桂町303-19
電話:045-894-6962 FAX:045-895-1759
E-mail:sa-fukuhoplan@city.yokohama.lg.jp

栄区社会福祉協議会

〒247-0005 栄区桂町279-29
電話:045-894-8521 FAX:045-892-8974
E-mail:office@sakaeku-shakyo.jp

令和8年3月発行

第5期 栄区地域福祉保健計画

さかえ♡つながるプラン

地域のすべての
人で取り組む
地域のつながり
による支えあいを
広げる計画です

皆で目指す姿を
共有し、一緒に
取り組むための
道しるべです

さかえ・つながるプランが目指すのは…



みんなが支えあい安全・安心を感じるまち

第5期 さかえ♡つながるプラン

基本理念

みんなが支えあい 安全・安心を感じるまち さかえ



「さかえ・つながるプラン」は、ひとりひとりの想いがつながって、みんなで幸せを育てていく、わたしたちの大切な道しるべです

一人ひとりの力が、地域の日々の幸せにつながります

日ごろの皆さんの行動が「さかえ・つながるプラン」の取組につながっています

目指すまちの目標

まずは小さな一歩から

目標
1

誰もが身近な地域で いきいき暮らせる まちに

地域に関わる誰もが身近な地域のつながりの中で、活躍・参加の機会を得て、自分らしく生きがいを持って暮らせるまちを目指します。
また、当事者の声を共有することでお互いを知り、わかりあえる機会の充実を目指します。

取組の視点

- 1 地域社会とつながりいきいきと暮らす
- 2 どの世代も健やかに暮らす
- 3 お互いの配慮によって認めあい、自分らしく暮らす

例えばこんなことから

自分らしさを活かせる地域づくり



認知症になっても、役割を持っていきいきと活動できる場

注文をまちがえるかもしれないカフェ

多様なライフスタイルや 価値観にあった健康づくり



仕事終わりにリラックスしながら健康づくり

ナイトYOGA

お互いを理解し、尊重しあう



障害の有無に関わらず誰もが参加できる共生型のイベント

パラフェスタ♡さかえ

みんなの活躍
できる場所が
地域にあるよ



目標
2

お互いさまで支えあい、 日々の幸せを感じる まちに

地域には様々な人が暮らしていることを理解し、支える側・支えられる側で分かれることなく、「お互いさま」の関係で支えあうことが大切です。誰もが無理のない形で役割を持ち、日々の小さな幸せを感じあえるまちを目指します。

取組の視点

- 1 誰もがともに見守り、支えあう
- 2 地域の安全・安心を支えあう
- 3 デジタルの活用が進む

例えばこんなことから

見守りの輪を広げる関係づくり



いつものお買い物の中でのゆるやかな見守り

移動販売

日常生活の中での見守り

あいさつを通じた、日ごろからの関係づくり



地域と学校が一緒に行うあいさつ運動

デジタル技術によるつながりづくり



遠くに行かなくても、動画で参加できる

ハッピージム

日々の生活の中で
ちょっと気に
掛けあうだけで、
見守りに
つながるよ



目標
3

様々なつながりがあり 情報が行きとどく まちに

様々な生活上の困りごとを抱える人たちが増えている今、区内の団体同士のつながりを深め、地域課題を共有し連携することが大切です。
必要な人に必要な支援が届くまちを目指します。

取組の視点

- 1 情報がとどき、つながる
- 2 様々な団体・主体がつながる

例えばこんなことから

「伝える」から「伝わる」情報発信



デジタル媒体と掲示板を併用した情報発信

地域の情報発信

関係機関の連携による取組の継続



今までもこれからもつながりを大切にして必要な支援を!

温泉施設でのフードドライブ

一人じゃできないことも、
みんなで
つながれば
助けあえる!



市連会 3 月 定 例 会 説 明 資 料
 令 和 8 年 3 月 1 2 日
 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
 GREEN×EXPO 推進課

GREEN×EXPO 2027 の入場チケット等について【情報提供】

1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027 の入場チケットの発売開始日が決まりましたのでお知らせします。また、子どもたちの招待等についてもお知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 入場チケットの販売開始（別添資料あり）

販売開始日：令和 8 年 3 月 19 日(木)

前売りチケットとして、お得な早割価格の 1 日券に加え、何度も入場できる通期パスや夏パスなどを設定しています。

入場チケット（電子チケット）は、GREEN×EXPO 2027 チケットサイトを通じて販売します。

紙の入場チケットは、旅行代理店等のチケット販売事業者の店頭でご購入いただけるよう協会が手続きを進めています。詳細が決まり次第ご案内します。

※来場日時の予約は、秋ごろから開始できるよう調整しています。

入場チケットの券種・価格

販売期間	券種	概要	大人 (満18歳以上)	中人 (満12～17歳)	小人 (満4～11歳)
前売チケット 2026年3月19日～ 2027年3月18日	 1 日券 (早割価格)	会期中いつでも 1 回入場可	4,900 円	3,000 円	1,400 円
前売・会期中 販売チケット	特別割引券	障がい者手帳等をお持ちの方および 同伴者 1 名が購入可能で、 会期中いつでも 1 人 1 回入場可	2,800 円	1,700 円	800 円
	通期パス	会期中いつでも何度も入場可	28,000 円	16,000 円	6,500 円
	夏パス	夏の決まった期間(7/1～8/31)に 何度も入場可	12,000 円	7,000 円	3,000 円
会期中販売 チケット	1 日券 (通常価格)	会期中いつでも 1 回入場可	5,500 円	3,300 円	1,500 円
	夜間券	会期中いつでも 17 時以降 1 回入場可	3,500 円	1,900 円	900 円

※価格は全て日本円・税込みです。

(紙チケットを購入する場合は、別途 100 円 (税込み) をいただく予定です。)

4 未来を担う子どもたちの招待

子どもたちが地球規模の課題を自分事として捉え、新たなグリーン社会への意識を高めるきっかけとします。

(1) 学校招待

環境問題や EXPO への興味・関心を高めるため、「事前の学び」を経たうえで、市立学校に通う児童・生徒を、校外学習等の一環などで招待します。

【来場時期】2027 年 4 月～6 月

※市内の私立・県立・国立学校には、神奈川県の実業があります。

(2) こども招待

市内在住の満 4～18 歳の皆さんを、会期中 1 回招待します。

【申込開始】2026 年 9 月頃（予定）

※年齢は、2027 年 4 月 1 日現在

※3 歳以下は無料です。

なお、令和 8 年度予算の執行を伴う事業などは、市会での議決後に確定します。

5 3 月 19 日の開催 1 年前イベントについて【参考】

開催 1 年前となる 3 月 19 日（木）に、「GREEN×EXPO 2027 開催 1 年前発表会」を横浜市役所アトリウムにて開催します。

発表される内容については、4 月の市連会でも情報提供します。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課 担当 中島、橋本 電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223 メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp
--

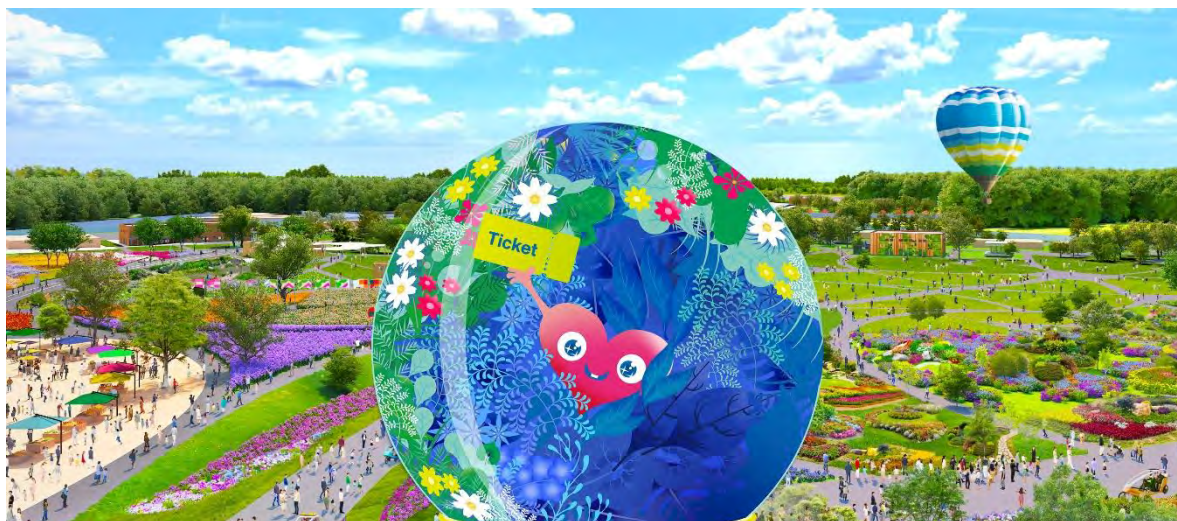
NEWS RELEASE

報道関係者各位

2026年2月20日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027 の入場チケット 開催1年前の3月19日から前売り販売開始 ～公式チケットサイト、旅行代理店や各種プレイガイド等全国で取扱い～



©Expo 2027

GREEN×EXPO協会（正式名称:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会、会長: 筒井義信、所在地: 横浜市中区）は、開催1年前となる2026年3月19日（木）から、GREEN×EXPO 2027の入場チケットの前売り販売を開始します。

前売りチケットとして、お得な早割価格の1日券に加え、何度も入場できる通期パスや夏パスなどを設定しています。チケットは、当協会の公式チケットサイトのほか、旅行代理店や各種プレイガイド等で購入できます。

入場チケット販売開始日

2026年3月19日（木）

入場チケットの購入方法

入場チケットは、GREEN×EXPO 2027 チケットサイト（以下、「公式チケットサイト」という。）を通じて販売します。

入場チケットの購入ステップ



この他、旅行代理店や各種プレイガイド等チケット販売事業者による販売も実施予定です。

また、入場チケットは、電子チケットのほか、紙チケット等もご用意予定です（追加料金が必要）。公式チケットサイトURLやチケット販売事業者など購入の詳細については、随時2027年国際園芸博覧会協会公式ホームページ内チケットインフォメーション（<https://expo2027yokohama.or.jp/tickets-index/>）などでお知らせします。

入場チケットの券種・価格

販売期間	券種	概要	大人 (満18歳以上)	中人 (満12~17歳)	小人 (満4~11歳)
前売チケット 2026年3月19日~ 2027年3月18日	1日券 (早割価格)	会期中いつでも1回入場可	4,900円	3,000円	1,400円
前売・会期中 販売チケット	特別割引券	障がい者手帳等をお持ちの方および 同伴者1名が購入可能で、 会期中いつでも1人1回入場可	2,800円	1,700円	800円
	通期パス	会期中いつでも何度も入場可	28,000円	16,000円	6,500円
	夏パス	夏の決まった期間(7/1~8/31)に 何度も入場可	12,000円	7,000円	3,000円
会期中販売 チケット	1日券 (通常価格)	会期中いつでも1回入場可	5,500円	3,300円	1,500円
	夜間券	会期中いつでも17時以降1回入場可	3,500円	1,900円	900円

※価格は全て日本円・税込みです。

（紙チケットを購入する場合は、別途100円（税込み）をいただく予定です。）

※年齢は 2027 年 4 月 1 日現在の満年齢です。ただし、3 月中の入場については、2026 年 4 月 1 日現在の満年齢を適用します。

※3 歳以下の方は無料となります。(チケット無しで入場できます。)

本件に関するお問合せ先

【本リリースについて】

GREEN×EXPO協会（公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会）

入場券部入場券課 担当：森井 TEL：045-307-2139

【入場チケットについて】

GREEN×EXPO 2027入場券販売管理センター

ticket-info@2027tkc.com

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名 称	2027 年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正 式 略 称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼロニーナ)
開 催 場 所	神奈川県横浜市
開 催 期 間	2027年 3 月 19 日(金)～ 2027年 9 月 26 日(日)
テ ー マ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha(内、会場区域80ha)
ク ラ ス	A1 (最上位) クラス(AIPH承認+BIE認定)
参 加 者 数	1500万人 (有料来場者数：1,000万人以上)
公式サイト	https://expo2027yokohama.or.jp/



公式マスコットキャラクター
「トウントウク」

栄区制 40 周年広報チラシの掲出及び記念事業の開催スケジュール等について 【依頼・情報提供】

1 事業の趣旨

栄区が区制 40 周年を迎えることを多くの区民の方々に知っていただき、記念事業の開催スケジュールを気軽に入手できるようにするため、チラシを作成しましたので、自治会・町内会の掲示板に掲出していただけますようお願いいたします。

また、栄区制 40 周年記念事業の開催スケジュールを公開しましたので、情報提供いたします。合わせて、40 周年を記念して、タッチーくんARフォトフレームを作成しましたので、情報提供いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位自治会町内会宛てに掲示物を送付します。

掲示について、可能な範囲でご協力をお願いします。（12 月まで）

また、定例会等で周知をお願いします。

3 栄区制 40 周年記念事業の開催スケジュール

栄区制 40 周年記念事業実行委員会及び栄区役所が主催・共催する記念事業等の開催スケジュールを作成しましたので情報提供いたします。

最新の開催スケジュールは、下記栄区ウェブページで公開しています。チラシの二次元コードからもアクセスが可能です。

https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/shokai/kinenjigyo_40/kineneventschedule.html

4 タッチーくんARフォトフレーム

栄区制 40 周年を記念して、タッチーくんがついに 3D 化！お使いのスマートフォンでタッチーくんと一緒に写真を撮ることができます。ぜひ、お試しください！

栄区区政推進課

担当 片柳、大辻

電話 045-894-8161/FAX 045-894-9127

メール sa-kikaku@city.yokohama.lg.jp

令和8年 栄区制40周年

つながる ひろがる さかえる



主なイベント(予定)

5～7月	栄区謎解き街歩き
9月	ちびっこ大集合！ 安心安全わくわくフェスティバル
11月	栄区制40周年記念式典
12月	クロージングイベント

他にもたくさんの
イベントを企画中!

最新情報は
こちら



「3Dタッチーくん」と 一緒に写真を撮ろう!

40周年を記念して「3Dタッチーくん」が登場。あなたのスマホの中で可愛いタッチーくんが動き出します♪ 40周年フォトフレームもあわせて登場!

3Dタッチーくん
はこちら



フォトフレーム
はこちら



栄区制40周年記念イベント一覧

日付		イベント名	主催
1/6	火	新年祝賀会・オープニングセレモニー	区役所・実行委員会
1/10	土	栄区消防出初式	出初式実行委員会（横浜市栄区防火防災協会協賛）
1/17	土	栄区民ロードレース大会	ロードレース実行委員会・区役所
3/1	日	春の火災予防運動	栄消防署・栄消防団
3/7	土	さかえ・つながるフォーラム	区役所・社協
3/21	土	SAKAEヤングフェスティバル2026	ヤングフェスティバル実行委員会（区共催）
3/21	土	中学校対校駅伝	中学校対校駅伝大会実行委員会（区共催）
5～7月		栄区謎解き街歩き	実行委員会
5月		オープンガーデン	各地区オープンガーデン団体（区協力）
5/14	木	幸せのブーケ 苗及び花壇用プレート一般配布	区役所
5/21	木	横浜市栄区防火防災協会・栄消防団創立40周年記念講演会	横浜市栄区防火防災協会・栄消防団
6/7	日	歯と口の健康週間イベント	歯科医師会・区役所
7月		夏休みわくわく社会科見学	区役所
7/26	日	サマーコンサート	栄フィルハーモニー交響楽団（区共催）
9月		安心安全わくわくフェスティバル	実行委員会・栄安全運転管理者会
10/4	日	さかえ区B-PARK	DeNA（区共催）
10月		栄区の古代～上郷深田遺跡ほか～	区役所・埋蔵文化財センター
10～11月		栄区民芸術祭（第九コンサート、書道企画等）	文化協会（区共催）
11/1	日	栄区民まつり	区民まつり実行委員会（区共催）
11/3	火祝	記念式典	実行委員会
11/7～8	土日	創作舞台（ふるさと栄区・青少年が主役の文化事業）	SAKAE 40th MIRAI（区共催）
11/8	日	栄区民スポーツフェスティバル	スポーツ協会（区共催）
11月		いたち川デジタルスタンプラリー	区役所
11月		寄せ植え講座	区役所
11月		栄区愛護会&ハマ・サポのつどい	区役所
11月		栄区民利用施設スタンプラリー	区役所・区民活動支援センター
12月		自然体験教室	区役所
12月		ほっとイルミ・クロージングイベント	区役所・実行委員会
12月		パラフェスタ♡さかえ	区役所
12/5	土	キッズスポーツフェスタ	キッズスポーツフェスタ実行委員会（区共催）
3月		銘板設置、桜ライトアップ	区役所

※主催の実行委員会とは、栄区制40周年記念事業実行委員会をいう

※この他、「みんなで祝おう！私たちがつくる40周年記念事業」など、地域や区民・団体主催の事業が実施されます。

自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.4」の公開について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和 7 年 11 月にウェブ公開した「自治会町内会のための講習会」の内容を中心にまとめた、自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.4」を作成し、ホームページに公開しました。

負担軽減等の活動事例を紹介していますので、自治会町内会活動をご検討の際にご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 内容

(1) 自治会町内会の運営課題と工夫

令和 7 年度自治会町内会アンケートの回答から、運営上の課題に対する工夫例を紹介しています。

(2) 事例紹介※11 月定例会資料にて、動画配信をご案内したものと同事例です。

事例 1 中区 本牧大島自治会

「人が動きたくなる工夫と参加を生む自治会マネジメントの実践」

事例 2 保土ヶ谷区 岩井町原第一町内会

「キャッシュレス決済導入について」～PayPay を活用した集金事例～

事例 3 都筑区 東山田四丁目町内会

「デジタルを活用した持続可能な町内会運営に向けて」

(3) 自治会町内会活動におけるデジタルツールの紹介

4 公開先 URL

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



二次元コード

5 その他

データ掲載のみとなりますので、冊子が必要な場合は、お手数ですが、上記ホームページからデータをダウンロードの上、印刷いただくようお願いいたします。

事例 1～3 については、発表動画を上記ホームページから視聴できますので、ぜひご覧ください。



【担当】横浜市市民局地域活動推進課 佐藤、笹尾

電話：671-2317

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会ポータルの運用開始に向けたお知らせ【情報提供】

1 説明の趣旨

令和 8 年 4 月 1 日より、自治会町内会ポータルの運用開始に合わせ、ホームページとコールセンターを開設します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連長あて初期設定 ID・PASS・マニュアルを送付します。

地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて初期設定 ID・PASS・マニュアルを送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。

3 自治会町内会ポータルについて

地域活動推進費補助金の申請等の手続きが、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えるようになります。

(1) 運用開始予定日時

令和 8 年 4 月 1 日(水) 9 時

(2) オンライン申請可能な項目

① 補助金申請

- ・ 地域活動推進費補助金
- ・ 地域防犯灯維持管理費補助金
- ・ 町の防災組織活動費補助金

② 基礎情報（現況届・口座情報等）提出

③ 委嘱委員の推薦届出

④ 防犯灯新設・移設に係る申請

4 ホームページの開設について

自治会町内会ポータルのホームページを開設し、自治会町内会ポータルへのリンクや操作マニュアル・操作説明動画など、4 月 1 日に向け順次公開していきます。

【パソコン等で検索する場合】

横浜市 自治会町内会ポータル

検索

【スマートフォンで閲覧する場合】

【ホームページ URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/jichikai-portal.html>



【裏面あり】

5 コールセンターの設置について

操作でお困りの際は、自治会町内会ポータルコールセンターにお電話ください。

(1) 電話番号

045-577-4295（フリーダイヤルではありません）

(2) 開設時間

令和8年4月1日（水）～令和8年6月30日（火）

平日 午前9時から午後8時まで

土日祝日 午前10時から午後5時まで

6 栄区自治会町内会ポータル説明会

日時：4月4日（土）10時から11時

会場：栄区役所新館4階8・9号会議室

内容：・自治会町内会ポータルとは

・自治会町内会ポータルの操作実演、現況届の登録 等

・質疑応答

対象：これから自治会町内会ポータルを操作する方（会長、会計担当、防犯担当 その他役員）どなたでもご参加いただけます。申込不要ですので当日に直接会場へお越しください。

※自治会町内会ポータルにログインするための、初期ID・パスワード、初期設定マニュアルは今月の配送ルートで各自治会町内会長へ送付します

市民局地域活動推進課

担当 栗田、石栗

電話 045-671-3624 FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

令和8年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について【情報提供】

1 趣旨

令和8年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について、内容の詳細をご案内させていただきます。自治会町内会向けの補助金の拡充等が盛り込まれていますので、ぜひご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 今回ご案内する支援制度について（参考：別紙一覧参照）

- (1) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】・・・資料1
- (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】・・・資料2
- (3) LED防犯灯新規設置事業【継続】・・・資料3

4 備考

令和8年度横浜市予算案が横浜市の会において議決された後に実施が確定します。

【各制度所管担当】

(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口、片渕 (3) LED防犯灯新規設置事業 電話 045-671-3709 石橋、早野 メール： sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp	(会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 佐藤、笹尾 電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734 メール： sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp
---	--

市民局（一部総務局） 令和8年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期	問合せ先・申請先
拡充 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助台数の増（240台）、補助率9/10、上限28万円 ※資料1参照	4～7月末	区地域振興課
例年同 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率2/3、上限あり ※資料2参照	4～10月末 事務委託事業者	【4月1日～】 横浜市住宅供給公社（予定） 電話 045-451-7740
例年同 地域活動推進費補助金 ※ポータル申請可	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助 上限額900円×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月	区地域振興課
例年同 地域防犯灯維持管理費補助金 ※ポータル申請可	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月	区地域振興課
例年同 自治会町内会館整備費補助金	昨年、8年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等	※9年度整備に向けた事前申出 4～6月（予定）	区地域振興課 （4月市連会・区連会にて案内）
例年同 町の防災組織活動費補助金 ※ポータル申請可	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）	4～6月 区総務課	区総務課 （区連会にて案内）

※LED防犯灯新規設置事業：自治会町内会等の申請により電柱共架型500灯、鋼管ポール型36灯の新設 ※資料3参照
（申請時期：4～6月、問合せ・申請先：区地域振興課、3月に案内）

【参考：個人世帯等向け】よこはま安心ボックス設置支援事業：購入を希望する市民の方を対象にして、宅配ボックスの購入費の一部（約1/2）を市で負担します。（開始予定時期：6月、最大6700世帯の利用を想定）詳細は決まり次第、市ウェブページでお知らせします。

※ポータル申請可：自治会町内会ポータルでオンライン申請が可能です。

※令和8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

令和 8 年度 地域防犯カメラ設置補助制度について

1 事業の趣旨

地域における防犯活動を支援するため、防犯カメラ設置費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を令和 8 年度も実施します。

防犯カメラの設置をご検討されている場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課へご提出ください。

2 制度の概要

(1) 申請書及び添付書類の提出期限

令和 8 年 7 月 31 日（金）必着

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、早めに行ってください。

申請の手引・申請書の配付場所

- ・各区地域振興課
- ・横浜市ホームページ（3 月下旬頃、公表予定）



(2) 申請書類提出先

- ・各区地域振興課
- ・横浜市電子申請・届出システム

【主な提出書類】

- ・申請書（第 1 号様式）
- ・収支計算書（第 2 号様式）
- ・見積書

詳細は「申請の手引」をご確認のうえ、各区地域振興課へご相談ください。

(3) 補助金交付までのスケジュール

令和 8 年 3 月～	・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意取得 ・関係機関との相談・協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所等)
7 月 31 日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
10 月上旬頃	・補助金交付決定通知（交付/不交付） ※この決定後、機器購入・工事契約が可能になります。
令和 9 年 1 月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、実績報告書類を横浜市へ提出
3 月頃	・補助金交付

(4) 補助条件等

① 補助対象の防犯カメラ

- ・ 公共空間（道路・公園等）を撮影・記録するために固定設置するもの
- ・ 機能強化を目的とした設置機器の更新も対象
- ・ プライバシー保護のため、総会・役員会等で合意形成し、設置箇所周辺住民の同意を必ず取得してください。

② 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

- ・ 防犯カメラの機器購入費
 - ・ 当該カメラの設置工事に係る費用
- ※電気料金、修繕費、点検費などの維持管理費は対象外

④ 補助内容

防犯カメラ 1 台につき補助対象経費の 10 分の 9
補助上限額：280,000 円

⑤ 補助予算台数

240 台

予算の範囲内で交付決定を行うため、申請いただいても補助されない場合や、申請台数の一部のみとなる場合があります。

その際は、犯罪発生状況等を考慮し、交付を判断します。

【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上や利益を財源として防犯カメラの設置費用等を賄う取組を行う事業者があります。

横浜市の補助制度を利用せずに設置を検討する場合の参考としてください。

※設置条件等は飲料メーカーごとに異なります。詳細は横浜市ホームページをご覧ください。神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課へお問い合わせください。

神奈川県ホームページ



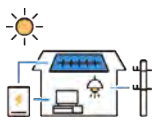
横浜市ホームページ



市民局地域防犯支援課

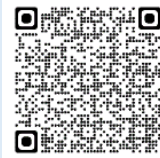
電 話：045-671-3705

メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

**4月1日～ 申請受付開始(予定)****申請期限10月末／予算上限に達し次第、受付終了**

会館への
LED 照明・
省エネエアコン・
太陽光発電設備等
の設置に補助
(補助率 2/3)

すでに会館を持つ
自治会町内会の
半数以上にご利用
いただいています！

「8年度版 募集案内」

横浜市 会館脱炭素

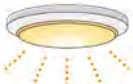
**公開しました**

💡 **蛍光灯は令和9年末で製造廃止予定のため、今のうちにLED
への交換をご検討ください。**

■申請までの 3ステップ

- ① **施工案作成** 対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼
- ② **会の意思決定** 自治会町内会としての意思決定(総会・定例会等での確認)
- ③ **申請準備** 「募集案内」を確認して、申請に必要な書類の作成・準備

■対象製品 ※補助基準の詳細は、「募集案内」参照

LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 補助上限額 60万円 省エネ性能 ★★★★☆4.0 ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品  電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)	 補助上限額 130万円 省エネ性能 ★★★★☆2.4 家庭用 統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4 以上 業務用 トップランナー基準達成製品	 断熱窓  太陽光 発電設備  蓄電池 補助上限額 合算で 200万円 いずれかの実施でも申請ができます。 ※断熱窓:会館の状況により、補助基準に合う製品が 見当たらない場合はお問合せください。

■対象団体

会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会等も補助対象とします。

■[4/1～] 申請書提出先／建築士訪問アドバイザー事前予約／問合せ先

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

受付時間 平日 9時～17時

●申請方法は、横浜市住宅供給公社へ
Eメール、郵送、公社窓口にて持参(予約
制)

※本補助金の実施は、令和 8 年度横浜市予算案が横浜市内において、議決された後に確定します。

事業実施主体:横浜市市民局地域活動推進課 電話 045-671-2317

(1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約 18 万灯	
電柱共架型 約 16 万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約 2 万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
灯具の横に黄色のプレートが付いています  	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています  プレートタイプ  シールタイプ 

- ・物価高騰等により電気料金など削減できない経費が事業費全体を圧迫しています。このため、市では、効率の良い防犯灯の維持管理を目標にしています。
- ・土地利用が変わり現在は設置基準を満たさないものがあります。街全体にバランス良く防犯灯を配置する必要があると考えています。

【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はN T T柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね 25 メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(2) 市による新規設置を希望する際の御申請について

～暗がり解消に向けて～

令和8年度から、暗がり解消事業を開始します。

💡 今まで、自治会町内会からの申請のみで新規設置場所を選定してきましたが、防犯灯や電柱を位置情報システム（GIS）で解析し、市（区）からプッシュ型で自治会町内会の皆様に設置場所の提案も致します。他にも、近くに電柱が無い場所にソーラー式防犯灯を設置するなど、過去にご要望に沿えなかった案件にも新たな手段の提案を検討していきます。まずは区役所の地域振興課にご相談下さい。

① 令和8年度の新規設置の御申請について

- ・市（18区）全体で 500 灯（電柱共架型）36 灯（鋼管ポール） の予定です。
- ・申請は 自治会ポータル又は区地域振興課 にて、締切は令和8年6月30日（火） となります。
- ・各々の『令和8年度 LED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を確認し、申請してください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。

② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。
※設置後に近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら灯りを設置し、維持管理を行う	灯りの設置は地域活動推進費補助金の対象です。 なお、地域防犯灯維持管理費補助金の対象となる灯りを整備した場合は、翌年度以降、維持管理に係る補助金交付（年2,200円/灯）が受けられます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ</u> 、設置基準を満たした防犯灯について設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

（３）LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。

ポールの劣化事例



【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター（0120-995-007）に、直接御連絡ください。

※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803（有料）

【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・ 栄区地域振興課 電話045-894-8391
- ・ 市民局地域防犯支援課 sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号 (黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容 (「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期 (気づいた日) 及び時間帯

* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがあります。故障ではありません。

【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて (参考)】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者や土地所有者の許可を得て設置しています。電柱事業者や土地所有者等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

(4) 劣化した鋼管ポール防犯灯への御理解について

令和8年度から鋼管ポールの劣化対策として、「補修」も行う事としました。令和7年度の点検結果をもとに、劣化が著しいものから順に対応します。一方で、ポールが倒壊してしまうと、補修することは出来ません。日常の見守りで、穴が開いていたり、ガタツキのある鋼管ポールを発見した際は、情報提供下さいますようお願いします。

また、著しい劣化が認められ、「補修」も不可能な場合、安全を考慮し撤去させていただきます。撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え (鋼管ポール型防犯灯の再整備) のいずれかの対応となります。

なお、現在設置する鋼管ポールは基礎が大きい (約直径 50cm 地中深 1m) ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。設置可能なスペースを確保できない場合や、近隣の方の合意が得られない場合など、市では建替えできない場合があります。



市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替え・補修は付近に電柱がなく、代替照明を設置する場所が無い場合に限りです。

LED防犯灯事業の市ホームページは
URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/LED/>

各自治会町内会長 様

区連会 3 月定例会説明資料
令和 8 年 3 月 23 日
地 域 振 興 課

「地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金」関係書類のご提出について【依頼】

1 趣旨

地域活動推進費及び地域防犯灯維持管理費補助金について以下の書類のご提出をお願いいたします。提出にあたっては、令和 8 年度 4 月 1 日 9 時から運用を開始する自治会町内会ポータルを是非ご活用ください。

2 お願いしたいこと

- 【区連長】 ご承知おきください。
【地区連長】 ご提出ください。
【単位会長】 ご提出ください。

3 提出書類

(1) 令和 7 年度地域活動推進費実績報告

☒	提出書類
☐	令和 7 年度地域活動推進費補助金活動実績報告書（第 6 号様式）
☐	事業実績報告書（総会資料の写しで代用可）
☐	収支決算書（総会資料の写しで代用可）
☐	補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類又はその写し（1 件の金額が 100,000 円未満のもの及び公共料金の支出に係るものを除く。）

※その他に審査にかかる資料の提出をお願いする場合がございます。

(2) 令和 8 年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金申請

☒	提出書類
☐	令和 8 年度地域活動推進費補助金交付申請書・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書（第 1 号様式）
☐	事業計画書（総会資料の写しで代用可）
☐	収支予算書（総会資料の写しで代用可）
☐	団体の規約
☐	総会の資料及び議事録
☐	電気料金等領収書（4 月分）の写し 電気料金集約分内訳表（4 月分）の灯数合計の記載がある【最終頁】の写し ※該当がある自治会町内会のみです。防犯灯の位置図や覚書等をご添付いただく場合がございます。

※その他に審査にかかる資料の提出をお願いする場合がございます。

(3) 口座振替依頼書

代表者と口座名義人が異なる場合は、代表者の押印（認印）のうえ、原本をご提出ください。

4 提出期限 令和 8 年 6 月 30 日（火）

※提出期限を過ぎる場合は、地域振興課へ事前にご相談ください。

5 提出方法

(1) 自治会町内会ポータルでの提出（4月1日9時からログインできます）

【パソコン等でログインする場合】

横浜市 自治会町内会ポータル

検索

【スマートフォンでログインする場合】



【ホームページ URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/jichikai-portal.html>

※操作でお困りの際は、自治会町内会ポータルコールセンターにお電話ください。

電話番号：045-577-4295（フリーダイヤルではありません）

開設時間：令和8年4月1日（水）～令和8年6月30日（火）

平日 午前9時から午後8時まで

土日祝日 午前10時から午後5時まで

(2) 電子メールでの提出（提出先：栄区地域振興課 sa-chikatsu@city.yokohama.lg.jp）

※口座振替依頼書や請求書については、代表者と口座名義人が異なる場合は、代表者の押印のうえ、郵送か窓口で原本をご提出ください。

(3) 区役所地域振興課窓口での提出

※混雑緩和のため、事前に来庁日時をご連絡ください。

6 その他

各種様式は、栄区連合町内会ホームページからもダウンロードいただけます。

【パソコン等で閲覧する場合】

栄区連合町内会 レアリア

検索

【スマートフォンで閲覧する場合】



担当：栄区地域振興課地域活動係

出丸、三國

電話 894-8391 FAX 894-3099

Eメール:sa-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

地域活動推進費補助金申請にあたっての注意

以下の項目は地域活動推進費補助金の対象外です。

☐他の補助金を活用して支出したもの

(例) 地域防犯灯維持管理費補助金、町の防災組織活動費補助金、公園愛護会活動費、地域防犯カメラ設置補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 など

☐懇親会開催費・参加費（新年会、忘年会、慰労会など）

☐祝金（敬老、成人、入学など）

☐更生保護・日赤等への寄付金・募金

☐積立金 など

☐他団体への協賛金・負担金等について

自治会町内会、地区連合町内会から支払う「他団体が実施する事業への協賛金・負担金」「各種団体への会費・分担金」についても、他団体での使途が上記経費（懇親会開催費、慶弔費等）の場合、補助対象外となります。協賛金・負担金等の支払時に団体と確認をお願いします。

☐領収書の提出について

補助対象経費で1件の契約にかかる金額が100,000円を超えるものについては、領収書または支出を証明する書類の原本または写しの提出をお願いします。家賃など月払いのものでも、あわせて年間10万円を超えるものについては対象となります。

☐書類の保管について

補助金の交付を受けた団体は、事業の収支が分かる会計帳簿、領収書などの関係書類を、「補助金を受けた年度の翌年度から5年間」大切に保管していただく必要があります。

○お困りの際はご相談ください

申請の方法や対象経費などについてご不明な点等がありましたら、区役所 地域振興課までどうぞお気軽にお問い合わせください。

各自治会町内会長 様

栄区総務課長

「令和 8 年度町の防災組織活動費補助金」関係書類のご提出について（依頼）

1 依頼事項の趣旨

令和 8 年度町の防災組織活動費補助金の交付のため、次の書類のご提出をお願い致します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】ご提出ください。

3 提出書類（電子データでの提出が可能です）

（1）令和 7 年度町の防災活動費補助金実績報告について

☒	提出書類
☐	令和 7 年度町の防災活動費補助金実績報告書
☐	事業実績報告書 ※
☐	収支決算書 ※
☐	その他防災活動実績のわかる資料
☐	領収書（1 件の支出が 10 万円以上のもの）

（2）令和 8 年度町の防災活動費補助金交付申請について

☒	提出書類
☐	令和 8 年度町の防災活動費補助金交付申請書
☐	事業計画書 ※
☐	収支予算書 ※
☐	団体の規約 ※
☐	その他防災活動の予定のわかる資料

「※」の付いている書類については、地域振興課へ提出済の場合、提出不要です。

4 提出期限 令和 8 年 6 月 30 日（火）

※提出期限を過ぎる場合は、総務課へ事前にご相談ください。

5 提出先

栄区総務課防災担当（本館 4 階 41 番窓口）

裏面あり

6 提出方法

(1) 自治会町内会ポータルでの提出（4月1日9時からログインできます）

【パソコン等でログインする場合】

【スマートフォンでログインする場合】

横浜市 自治会町内会ポータル

検索



【ホームページ URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/jichikai-portal.html>

※操作でお困りの際は、自治会町内会ポータルコールセンターにお電話ください。

電話番号：045-577-4295（フリーダイヤルではありません）

開設時間：令和8年4月1日（水）～令和8年6月30日（火）

平日 午前9時から午後8時まで

土日祝日 午前10時から午後5時まで

(2) メールでの提出（提出先：総務課防災担当 sa-bosai@city.yokohama.lg.jp）

(3) 窓口での手続き

※混雑緩和のため、事前に来庁日時をご連絡ください。

7 同封書類

令和8年度町の防災活動費補助金事務手引き

8 その他

各種様式は、栄区ホームページからもダウンロードいただけます。

※町の防災補助金に関する様式については下記で検索してください。

【町の防災組織活動費補助金ホームページ】

町の防災補助金 栄区

検索

担当：栄区総務課防災担当 藤井、宮川

栄区役所本館 4 階 41 番窓口

Eメール sa-bosai@city.yokohama.lg.jp

電話 045-894-8430

FAX 045-895-2260

各自治会町内会長 様

栄区地域振興課長

令和8年度「自治会町内会現況届」のご提出について（協力依頼）

1 依頼事項の趣旨

各自治会町内会と区役所との連絡・連携を円滑に進めるため、次の書類のご提出をお願いいたします。提出にあたっては、令和8年度4月1日9時から運用を開始する自治会町内会ポータルを是非ご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】「令和8年度自治会町内会現況届」のご提出をお願いいたします。

3 提出書類

「令和8年度自治会町内会現況届」

※自治会町内会長ポータルで情報を登録する場合は提出不要です

4 提出期限

令和8年4月6日（月）

※区連会資料の配送や地域活動推進費の確認に用いるため、4月6日までに総会が終了していない場合でも事実上決定している場合には、その内容で速やかにご提出ください。後日、変更することも可能です。

※記載内容が決定していない場合でも、4月6日までにメール、電話等でご連絡いただければ、4月に自治会町内会へ配送する資料は新しい送付先に配送いたします。

5 提出方法：（１）～（３）どの方法でもご提出いただけます

（１）自治会町内会ポータルでの提出（4月1日9時からログインできます）

【パソコン等でログインする場合】

横浜市 自治会町内会ポータル

検索

【スマートフォンでログインする場合】



【ホームページ URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/jichikai-portal.html>

※操作でお困りの際は、自治会町内会ポータルコールセンターにお電話ください。

電話番号：045-577-4295（フリーダイヤルではありません）

開設時間：令和8年4月1日（水）～令和8年6月30日（火）

平日 午前9時から午後8時まで
土日祝日 午前10時から午後5時まで

(2) 電子メールでの提出（提出先：栄区地域振興課 sa-chikatsu@city.yokohama.lg.jp）

(3) 区役所地域振興課窓口での提出

6 その他

(1) 様式のデータは、栄区連合町内会ホームページにてダウンロードいただけます。

【パソコン等で閲覧する場合】

【スマートフォンで閲覧する場合】

栄区連合町内会 レアリア

検索



(2) ご提出いただいた自治会町内会長の皆様の個人情報は、下記に限定して第三者へ提供させていただきます。

○氏名については、自治会町内会名とともに公表します。

（地縁による認可をうけている自治会町内会については、会長の住所も公表します。）

○連絡先（住所・電話番号等）について

- ・区役所及び横浜市、国、県の行政機関及び公益的な団体（区連会、区社会福祉協議会、栄警察署、区交通安全協会、区防犯協会など）からの問合せ
- ・国・県・市議員が議員活動を行う上で必要と認められる場合
- ・電気・ガス・水道などの公共的事業の工事等で周辺住民とあらかじめ調整する必要がある場合
- ・不動産会社や管理会社等が、入居者に自治会町内会への加入を案内するため、自治会町内会の情報を必要とする場合

(3) 広報よこはま・県のたより・ヨコハマ議会だよりは、回覧・掲示物等と配送ルートが異なります。5月号または6月号からの変更となりますのでご了承ください

担当：栄区地域振興課地域活動係

出丸、三國

Eメール sa-chishin@city.yokohama.lg.jp

電話 045-894-8391

FAX 045-894-3099

令和8年度自治会町内会現況届

令和8年 月 日

横浜市栄区長

次のとおり、令和8年 月 日現在の自治会町内会の現況を届けます。

(役員任期：令和8年 月 日 ~ 年 月 日)

① 自治会町内会名			
② 会長	(ふりがな)		
	氏名		
	〒 ー	Eメール:	TEL:
	住所		FAX: 携帯:
③ 回覧物・掲示物等 届け先 ※令和7年4月からの送付先です	昨年度と変更 (いずれかに○)	有 ・ 無	→有の場合、下欄にご記入ください。
	施設名または 担当者名	TEL:	
	〒 ー		
④ 班数 (回覧用チラシ等必要数)	枚	⑤ 掲示板数 (掲示用ポスター等必要数)	枚
⑥ 自治会町内会館 または 集会所等	名 称		
	所 在 地	TEL:	
	担 当 者 氏 名	TEL:	
⑦ 自治会町内会 加入世帯数	世帯 (4月1日現在の世帯数を記載してください。) ☆ 地域活動推進費補助金の算出基礎数値となります(町の防災組織活動費補助金の算出基礎数値とは異なりますので、ご注意ください)。 ☆ 総会資料や名簿、会計簿等の資料を参考に記入してください。		
⑧ 自治会町内会費	年額 円 ※新規加入に際しお問合せがあった場合に、情報提供させていただきます。		

【役員】※補助金の申請等における区役所との連絡担当者様をご記入ください

役員の方の連絡先につきましては、区役所各事業の目的以外には使用いたしません

役職 ※会計、副会長 等	(ふりがな) 氏 名 (必須)	住 所	日中連絡が取れる Eメールアドレス 電話番号
			Eメール： 電話番号：
			Eメール： 電話番号：
			Eメール： 電話番号：
			Eメール： 電話番号：

4月6日(月)までに、Eメールで sa-chishin@city.yokohama.lg.jp 宛て
にお送りください。

裏面もご記入ください

【留意事項】

(1)ご提出いただいた自治会町内会長の皆様の個人情報、下記に限定して第三者へ提供させていただきます。

○氏名については、自治会町内会名とともに公表します。

(地縁による認可をうけている自治会町内会については、会長の住所も公表します。)

○連絡先(住所・電話番号等)について

・区役所及び横浜市、国、県の行政機関及び公益的な団体(区連会、区社会福祉協議会、栄警察署、区交通安全協会、区防犯協会など)からの問合せ

国・県・市議員が議員活動を行う上で必要と認められる場合

・電気・ガス・水道などの公共的事業の工事等で周辺住民とあらかじめ調整する必要がある場合

・不動産会社や管理会社等が、入居者に自治会町内会への加入を案内するため、自治会町内会の情報を必要とする場合

(2)区連会資料の配送や地域活動推進費の算出に用いるため、総会が4月6日以降となる場合でも、事実上決定している場合には、その内容で速やかにご提出をお願いいたします。

この現況届に関するお問い合わせは、栄区役所地域振興課へご連絡ください。

Eメール sa-chishin@city.yokohama.lg.jp TEL 045-894-8391 FAX 045-894-3099

【広報よこはま・県のたより・ヨコハマ議会だより配送内容確認】

「広報よこはま」「県のたより」「ヨコハマ議会だより」の、令和8年5月号からの配布部数・届け先についてご記入ください。4月6日までに区役所に到着した分は5月号から、それ以降の到着分は6月号以降に変更いたします。

担当：区政推進課広報相談係（TEL 045-894-8339）

※変更がある項目のみ、ご記入ください。

I 配布部数	★昨年度と変更 (いずれかに○) 有・無	変更有の場合、ご記入ください。
II 広報紙 届け先	★昨年度と変更 (いずれかに○) 有・無	変更有の場合、ご記入ください。 担当名(ふりがな)または施設(自治会館等)名
		住所 〒 — TEL: FAX:
III 配布 担当者 (IIと異なる 場合のみ 記入)	★昨年度と変更 (いずれかに○) 有・無	変更有の場合、ご記入ください。 氏名(ふりがな)
		住所 〒 — TEL: FAX:

「広報よこはま・県のたより・ヨコハマ議会だより」の届け先及び配布担当者の連絡先につきましては、広報等を配布する以外の目的には使用いたしません。

区連会 3 月 定例会 説明資料
令和 8 年 3 月 23 日
地域 振 興 課

各地区連合町内会長 様

栄区地域振興課長

令和8年度「地区連合町内会現況届」のご提出について（協力依頼）

1 依頼事項の趣旨

各地区連合町内会と区役所との業務連携を円滑に進めるため、次の書類のご提出をお願いいたします。提出にあたっては、令和8年度4月1日9時から運用を開始する自治会町内会ポータルを是非ご活用ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】「令和8年度地区連合町内会現況届」のご提出をお願いいたします。

【単位会長】ご承知おきください。

3 提出書類

「令和8年度地区連合町内会現況届」

※自治会町内会長ポータルで情報を登録する場合は提出不要です

4 提出期限

令和8年4月6日（月）

※区連会資料の配送や地域活動推進費の確認に用いるため、4月6日までに総会が終了していない場合でも事実上決定している場合には、その内容で速やかにご提出ください。後日、変更することも可能です。

※記載内容が決定していない場合でも、4月6日までにメール、電話等でご連絡いただければ、4月に自治会町内会へ配送する資料は新しい送付先に配送いたします。

5 提出方法：（１）～（３）どの方法でもご提出いただけます

（１）自治会町内会ポータルでの提出（4月1日9時からログインできます）

【パソコン等でログインする場合】

【スマートフォンでログインする場合】

横浜市 自治会町内会ポータル

検索



【ホームページ URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/jichikai-portal.html>

※操作でお困りの際は、自治会町内会ポータルコールセンターにお電話ください。

電話番号：045-577-4295

開設時間：令和8年4月1日（水）～令和8年6月30日（火）

平日 午前9時から午後8時まで

土日祝日 午前 10 時から午後 5 時まで

(2) 電子メールでの提出（提出先：栄区地域振興課 sa-chikatsu@city.yokohama.lg.jp）

(3) 区役所地域振興課窓口での提出

6 その他

(1) 様式のデータは、栄区連合町内会ホームページにてダウンロードいただけます。

【パソコン等で閲覧する場合】

【スマートフォンで閲覧する場合】

栄区連合町内会 レアリア

検索



(2) ご提出いただいた自治会町内会長の皆様の個人情報は、下記に限定して第三者へ提供させていただきます。

○氏名については、自治会町内会名とともに公表します。

（地縁による認可を受けている自治会町内会については、会長の住所も公表します。）

○連絡先（住所・電話番号等）について

- ・区役所及び横浜市、国、県の行政機関及び公益的な団体（区連会、区社会福祉協議会、栄警察署、区交通安全協会、区防犯協会など）からの問合せ
- ・国・県・市議員が議員活動を行う上で必要と認められる場合
- ・電気・ガス・水道などの公共的事業の工事等で周辺住民とあらかじめ調整する必要がある場合
- ・不動産会社や管理会社等が、入居者に自治会町内会への加入を案内するため、自治会町内会の情報を必要とする場合

(3) 広報よこはま・県のたより・ヨコハマ議会だよりは、回覧・掲示物等と配送ルートが異なります。5月号または6月号からの変更となりますのでご了承ください

担当：栄区地域振興課地域活動係

出丸、三國

Eメール sa-chishin@city.yokohama.lg.jp

電話 045-894-8391

FAX 045-894-3099

令和8年度地区連合町内会現況届

令和8年 月 日

横浜市栄区長

次のとおり 令和8年 月 日現在の地区連合町内会の現況を届けます。
 (役員任期：令和8年 月 日 ～ 年 月 日)

① 地区連合町内会名			
② 会長	(ふりがな)		
	氏名		
	〒 ー	Eメール:	TEL:
	住所		FAX: 携帯:
③ 配布物等届け先 ※4月からの 送付先です	昨年度と変更 (いずれかに○)	有 ・ 無	→有の場合、下欄にご記入ください。
	施設名または 担当者名		TEL:
	〒 ー		
④ 地区定例会資料 必要部数	部		
⑤ 連合町内会館 または事務所	会館等の有無 (いずれかに○)	有 ・ 無	→有の場合、下欄にご記入ください。
	会館等名称		
	所在地	TEL:	
	担当者名 氏 名	TEL:	
⑥ 連合町内会 加入世帯数	世帯 (4月1日現在の世帯数を記載してください。)		
	☆ 地域活動推進費補助金の算出基礎数値となります。 ☆ 総会資料や名簿、会計簿等の資料を参考に記入してください。		

4月6日(月)までに、Eメールで sa-chishin@city.yokohama.lg.jp 宛て
 にお送りください。

裏面もご記入ください。

【地区連合町内会役員名簿】

※補助金の申請等における区役所との連絡担当者様をご記入ください

役員名簿につきましては、区役所からのお知らせ等に利用させていただく場合があります。

役員の方の連絡先につきましては、区役所各事業の目的以外には使用いたしません。

役 職 (副会長・事務局 長、会計等)	(ふりがな) 氏 名 (必須)	住 所	日中連絡が取れる Eメールアドレス 電話番号
			Eメール： 電話番号：
			Eメール： 電話番号：
			Eメール： 電話番号：
			Eメール： 電話番号：
			Eメール： 電話番号：
			Eメール： 電話番号：

【留意事項】

(1) ご提出いただいた自治会町内会長の皆様の個人情報は、下記に限定して第三者へ提供させていただきます。

○氏名については、自治会町内会名とともに公表します。

(地縁による認可を受けている自治会町内会については、会長の住所も公表します。)

○連絡先(住所・電話番号等)について

・区役所及び横浜市、国、県の行政機関及び公益的な団体(区連会、区社会福祉協議会、栄警察署、区交通安全協会、区防犯協会など)からの問合せ

国・県・市議員が議員活動を行う上で必要と認められる場合

・電気・ガス・水道などの公共的事業の工事等で周辺住民とあらかじめ調整する必要がある場合

・不動産会社や管理会社等が、入居者に自治会町内会への加入を案内するため、自治会町内会の情報を必要とする場合

(2) 区連会資料の配送や地域活動推進費の算出に用いるため、総会が4月6日以降となる場合でも、事実上決定している場合には、その内容で速やかにご提出をお願いいたします。

この現況届に関するお問い合わせは、栄区役所地域振興課へご連絡ください。

Eメール sa-chishin@city.yokohama.lg.jp TEL 045-894-8391 FAX 045-894-3099

自治会町内会長 各位

栄区連合町内会事務局長
(栄区地域振興課長)

令和 8 年度新任自治会町内会長研修会の開催について【情報提供】

1 趣旨

令和 8 年度、新たに自治会町内会長に着任された皆様へ、自治会町内会の運営方法や各種補助金の申請手続き等についてお伝えする、「令和 8 年度新任自治会町内会長研修会」を開催します。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】 新たに着任された自治会町内会長は是非ご参加ください。

3 令和 8 年度新任会長研修会

(1) 日時：令和 8 年 5 月 16 日（土）午前 10 時 00 分から正午まで

(2) 会場：栄区役所 新館 4 階 8・9 号会議室

(3) 対象：令和 8 年度から新たに自治会町内会長に着任された方

※副会長、役員の方の参加も可能です

(4) 内容：・自治会町内会の運営、防災等の活動について（地域振興課、総務課）

・自治会町内会ポータル、各種補助金等の申請について（地域振興課）

・民生委員児童委員事業について（福祉保健課）

(5) 申込方法：別添申込書を 5 月 11 日（月）までに、Eメールで

sa-chikatsu@city.yokohama.lg.jp 宛にご提出ください。

(6) その他：区役所駐車場は台数に限りがございますので、お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

◆栄区連合町内会ホームページ

【パソコン等で閲覧する場合】

栄区連合町内会 レアリア

検索

【スマートフォンで閲覧する場合】



担当 栄区連合町内会事務局（栄区地域振興課内）

出丸、三國

電話 894-8391 FAX 894-3099

Eメール sa-chishin@city.yokohama.lg.jp

令和 8 年度 新任自治会町内会長研修会申込書

令和 8 年 5 月 16 日(土)10 時 00 分～12 時まで

栄区役所新館 4 階 8・9 号会議室

< 自治会町内会 >

< 出席者 >

役職

氏名
